

政治倫理審査会記録

令和5年4月24日

【開催日】 令和5年4月24日（月）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前11時21分

【出席委員】

会長	奥 良 秀	副会長	吉 永 美 子
委員	大 井 淳一朗	委員	白 井 健一郎
委員	中 島 好 人	委員	藤 岡 修 美
委員	宮 本 政 志		

【欠席委員】

委員	伊 場 勇		
----	-------	--	--

【委員外出席議員等】

なし

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

局長	河 口 修 司	局次長	中 村 潤之介
----	---------	-----	---------

【審査内容】

1 自由討議

午前9時 開会

奥良秀会長 皆さんおはようございます。第13回山陽小野田市議会議員政治倫理審査会を始めさせていただきます。本日の付議事項としましては、自由討議ということで、前回、3月22日に続きまして、2回目の自由討議を始めさせていただきたいと思っております。自由討議の進め方としましては、前回は、事由の1から4の一つずつやっていきましました。前回、委員の皆さんからいろいろな意見を頂いた中で、議事録を精査していただいた中で、より深い自由討議をして進めていきたいと思っておりますので、議事運営に御協力をよろしくお願ひします。それでは、自由討議に入って

いきたいと思います。進め方としましては、前回と同様に1から進めて行くのがよろしいでしょうか。いかがでしょうか。そのように進めてもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、まず事由1から進めさせていただきます。ここで問題になってきているのが、矢田議員が市民に対してきちんと説明したか。理解が得られているかという問題、また、市民を利用したのかという問題が焦点というか論点として浮き上がってきていると思うんですが、皆様の意見をいろいろ出していた中で、皆さんの中でもいろいろそしゃくをされて、意見がまた変わることはないでしょうけど、深くなってきていると思いますので、また皆さんの意見をここで出していただきたいと思います。それでは委員の皆さんの意見を求めます。

宮本政志委員 前回までの議事録というのは、今日……ちょっと止められますか。

奥良秀会長 失念しておりました。本日伊場委員が病欠のため欠席しておりますので、御報告させていただきます。

宮本政志委員 藤岡委員と伊場委員と私は、これまでの議事録に関しては、何度か精査しております。議事録を見ても、この1から4に関して、かなり深い、自由討議も踏まえてですよ、議論はこれまでにされてきていると思われ、私ども3人は。それと、参考人招致から新たに出ている怪文書の件とか、政治倫理を超えるであろうという問題点というのも出てきていることを、私ども3人は問題視しております。こういったことから、まずは、政治倫理条例に関して違反があるかどうかというところの論点に進んでいきたいなということ、それに伴ってまだしなければならぬことがあれば、それも踏まえて意見を交わしてというような方向性というのが藤岡委員、伊場委員、私の考え方です。会長いかがですか。

奥良秀会長 たしかに、宮本委員の会派では、例えば、事由1にしてみても、

矢田議員に対して、政倫審の会長をしていたから、もう政倫審の条例はよく知っていたと。その中で、弁護士に照会するなり警察に相談するなり、一番いい方法を取るべきじゃなかったかというようなことを言われています。論点をきちんとされていると思いますので、これが、今後、ほかの委員の皆さんにほかの意見があるかどうか、それと宮本委員が言われたとおり、政治倫理条例に抵触というか違反するかどうかというのを含めて議論し、討論していければいいなと思っていますので、そのように進めていきたいと思っています。

白井健一郎委員 この先の流れを見通して会長がまとめようとされたので、ちょっとその前に私、自由討議として意見がありました。前回、後半の吉永議員の発言がありましたけれども、私はそれに対して、「確かにそのとおりだ」と賛成しております。どういうことかといいますと、その内容は、今回の対象議員が矢田議員の政倫審というのは、飽くまで、森山議員による会計の不適切処理を前提として、矢田議員がその際に適切な行為を行ったのかということが問われているわけです。そうであるけれども、そのときに矢田議員の行為が行き過ぎだという吉永委員の指摘がありました。私もそれはそのとおりと考えております。しかし、飽くまで、今回のこの政倫審で問題となっているのは、私が繰り返し言うように、調査請求の対象となる事由に書かれてある事実が、四つの項目があったかどうかというところに絞ってやはり考えるべきだと思うんです。繰り返し言っていますが、市民を利用したと言えるのかどうか。それは特にといいますか、もう一つの政倫審の立ち上げのときに、市民が分からないのを利用して、矢田議員が政倫審立ち上げについて、言ってみればわざわざ市民をだましたに近い行為があったということを言っているわけです。でも、さすがにそこまではなかったのだろうと私は理解しておりますので、こちらの政倫審に関しまして、この請求事由の存否については、なかったと思っているわけです。

奥良秀会長 白井委員は、市民を利用したかということで、このところでいく

と、請求対象事由の1番のところですが、先日の自由討議の中では、そうではないよということも委員の方から出てきておりますので、そこは一つの争点にはなってくると思います。ただ、どなたの意見なのかというのもあるんですが、どこまで説明すれば丁寧か丁寧じゃないか。あとは、要はどこまで説明すれば、理解されたかされてないかというのは分からないという委員の意見も出ていますので、なかなかそこを判断するのは難しいのかなというような自由討議になっておりました。

宮本政志委員 今の白井委員の意見、あるいは会長の進め方というのはいいと思いますね。というのがね、例えば、白井委員も言われたけど、だましたかだましてないかというのは、ある意味主観論でこの話をしている。だから、平行線だって言っているんです。例えば、本人から「だましたんです」という発言があったりとかね、あるいは参考人招致の中でだまされたということに関して、例えばこういうことがもう具体的にあったんだという示しとかがあったりすれば別ですが、そういったものは別にあるわけじゃないんで、今は飽くまで、主観的な考え方でそれぞれ委員が意見を言っているんです。だから、前回までの議事録を3人で何度も読み返して、精査しても平行線だろうと。先ほど白井委員は、その後、御自分のお考えを言われたんで、正に政治倫理条例第3条第1号違反があるかどうかというほうに論点を絞って行って、先ほど私言ったように、議論を進めていくべき。それに当たって、例えば、再度参考人招致が必要なのかどうか、そういった御意見というのも出てくると思うんで、政治倫理条例違反かどうか論点を絞って皆さんの意見をというのはいいと思いますよ。今の白井委員の言われる、流れは理解できますね。

奥良秀会長 ほかに意見のある委員はいらっしゃいますか。

大井淳一郎委員 今、請求事由が四つほど挙げられております。政治倫理基準違反に当たるかどうかを判断する場合に、この四つとも全部当たらなければ違反するというものではないと思っています。この四つの中から、

四つとも全く当たらないのであれば、もちろん反しないということになるんですけども、やはりこの中で一つでも当たるのであれば、やっぱりそこは重要視しなきゃいけないことを前提に発言させていただくと、白井委員が言われた「だました」、「虚偽の説明をした」というのは、はっきりした確証を持ってないのは実際のところです。ただ、矢田議員がこれまでやってきた活動に着目すると、やはりそこは問題視しなきゃいけない。何が言いたいかというと、元をただせば、森山議員に問題はあったのかもしれないけど、手段として何やってもいいのかというと、ちょっとそこは違うと。いわゆる怪文書を作って、森山議員に働きかけて自主的な解決に向けなかったというところは問題視しなきゃいけないと思っております。ですので、第3条第1項第1号の判断については、総合的に判断すべきだと思っております。以上です。

奥良秀会長 分かりました。そのとおりだという意見もありましたが、ほかに委員の方で御意見のある方はいらっしゃいますか。この前回の政倫審の……（発言する者あり）どうぞ。

中島好人委員 前回も発言しましたが、そもそもこの政倫審そのもの存在方や立ち上げ方の問題も指摘しました。基本的に、矢田議員は自治会をはじめ多くの市民の疑惑といったものを解明してほしいという声に応えて活動したわけであって、そこがどうしていけないのか。そもそも論として、この政倫審そのものが議員の活動を自ら狭めていく内容になっているのではないかと、また改めて、前回の発言と併せて僕は主張したいと思えます。

白井健一郎委員 先ほどの繰り返しにもなりますし、先ほど大井委員の発言に対してちょっと賛成しかねるんですけども、たしかに今年に入ってから政倫審の流れを見ますと、一つ大きなターニングポイントがありまして、矢田議員が、出どころ不明のいわゆる怪文書っぽいものを作ったのではないかと、あるいはその可能性が非常に高いのではないかと

う問題がありまして、そこからはちょっと矢田議員は許せないんじゃないかという流れになってきたと思うんです。それを前提として話をしますと、たしかに、そもそもこの政倫審の第1回目、第2回目辺りで、怪文書の定義をめぐる争いがありましたし、こちら側の政倫審の立ち上げに関して、これは、添付資料が怪文書ではないのかといった疑問の声もありました。そういう意味で、私たちは非常に怪文書というものに対して懐疑的といいますか、やはり、議員たる者、社会に発言するときに対して、何か例えばチラシを配るなら正々堂々と名前を明らかにして、出所を明らかにして発言すべきだという態度で来たわけですが、ちょっとそういう意味では矢田議員に残念な行為があったのかもしれない。まだ確定はできませんけどね。ただ、それはそうとして、やはりこの政倫審において、先ほど言ったように、その事実というのは、ずっと問われてなかった。この政倫審が立ち上がったときからは。途中で急に出てきた話なので、これをもって矢田議員に不利益を科すというのは、ちょっと私としては納得がいかないところです。

大井淳一郎委員 この怪文書の件については、この請求事由の四番目の、森山議員の名誉を傷つけたことに関連すると思っております。こういったことを立証する上で、たしかに請求当初ではこの怪文書のことについては触れられておりませんでした。やはりそれを立証していく上で、新たな証拠という形で、実際こういうこともあったんだよというのが出てくれば、やはりそれは事由の認定に当たって、ひとつ必要なものになってくると思うんですけどね。これが全然、今まで明らかになってなかったからといってこれを取り上げないというのはちょっと違うのかなと思います。私も裁判の実情はよく分かんないんで何とも言えないんですが、やはりこうやって後になってこういう怪文書、実はこういうのを書いて傷つけているということも言えますので、だから、請求時点が出てこないからといって、証拠として、証拠というか添付書類を判断の材料に入れないというのはちょっと違うのかなと思っています。後に、こういうのが出てきたということで、後というか、これは請求が11月ですか

ら、どれぐらいかな、怪文書は、疑惑のデパートですから、これは多分請求の前からあったことですよ。たしか6月ぐらいだったと思うんで。そう思います。整理がついてないかもしれませんが、以上です。

宮本政志委員 あかね、珍しく、白井委員の御意見とね、ちょっと近いんよ。というのがね、冒頭に私、言いましたよね。この怪文書うんぬんということに関しては、この政治倫理条例から外れる、もうそこを超える可能性があるって。今、白井委員が言われるように、これが怪文書かどうか、あるいは怪文書だったらどうなのかというのが、正に司法の場で、これを怪文書の認定がどうだとか、怪文書だったらどうなんだとか、例えば、刑法何だとかって、それこそ議論する場じゃないんよ、ここは。司法の場じゃないから。だから、政治倫理条例第3条第1項に関してということと、もうその怪文書そのものに関してということは、少し分けた考え方をという白井委員の意見はごもっともと思う。ただ、大井委員も言われたように、森山議員をだます、だませない、陥れる行為として、幾つかの中の一つがこういった怪文書という証言も出てきましたよという、これも大井委員が言われることがごもっともと思う。だから、政治倫理条例は政治倫理条例としてどうなんだ、これはその会ですからね、ここは政治倫理審査会ですから、怪文書がうんぬん、名誉を傷つけた、例えば、名誉棄損だ。これはもう司法の場に、それぞれ当事者が行動を取ればいいことなんで。ただ、政治倫理に違反かどうかの判断の材料としてと大井委員が言われたことを私は支持します。先ほど中島委員が言われたこと私、前回からこれ、議事録精査して非常に理解できんのが、市民を助けるために取った行動だと。取った行動が、もう度を越して犯罪を起こしてもええんかという前提のことをね、とにかく市民を守るためなら何かいいんだというような前提もちょっと聞こえるんだけど、そういった議論を踏まえて、冒頭に言いましたように、政治倫理条例に違反するかどうかという方向性で、今日は結論が出ないでしょうけど、もう次回かその辺りに向けて、議論を集中していくというやり方を臨んだんで。冒頭に言いましたんで、大井委員が言われることと白井委員が言

われることを、私は非常に理解できます。以上です。

奥良秀会長 委員の方の意見があればお願いします。なかなか、市民の方からお願いをされて動いたという参考人の言葉もあった中で、前回の自由討議の中では、やり過ぎているのではないか、チラシ等々の内容もやり過ぎているのではないかという発言もありました。だから、その辺で、この事由1のところは何かしら方向づけをしていきたいと思っていますし、政治倫理条例に当たるのか当たらないのかも判断をしていきたいと思っています。

宮本政志委員 もう一つ付け加えさせていただきたいのが、この怪文書の話というのが、具体的に出てきたのは参考人の証拠から出てきたわけですね。それが正しいかどうかとかという問題じゃなくて、私たちのこの議会あるいはこの審査会というのは、出てきたものを客観的に受け止めて判断をする立場ですから、参考人が証拠として出された怪文書に対することということは、これは怪文書を矢田議員が作ったんだという前提で議論を進めていきたいというのが、藤岡委員と伊場委員と私の見解です。これをちょっと付け加えさせていただきます。

藤岡修美委員 これは当初の調査請求書の4番にも後々触れてくるようになると思うんですけど、元請求者が申立書で取り下げられた経過を見ると、この1番にも関わってくると思います。1番の項目についてもそれを皆さんに改めて事実として、元請求代表者が申立書において述べられたことも参考にすべきであると考えております。

奥良秀会長 藤岡委員は、ミスリードしたことが事実であって、責任を追及されるべきということをずっと主張されております。ほかに委員の方の御意見があれば、お願いしたいと思います。

大井淳一朗委員 怪文書の類いのものを書いたということなんですけれども、

音声データからすると、そのようなことがあったように聞こえました。これは矢田議員に再度確認すべきですか。これは皆さんに諮りたいところなんですけれども、これについて、矢田議員は「私は書いてない」と言っています。その後、音声データが出て、書いていた蓋然性が高いです。それを受けて、矢田議員に実際、特に、疑惑のデパートですという出どころの不明な文書が出てきていますから、書いたかどうかを再度確認したほうがいいのかと思うんですが、どうですか。それでも、いや書いてないというのか、素直に認めるのか。これはまた別の話でしょうけど、どう思われますか。もう呼ばなくていいということもあるのかな。

宮本政志委員 先ほどから私が言っているのはそこなんですよ。だから、政治倫理違反に関する結論を出すのに、再度参考人招致をって言ったのはそこであって、大井委員が言われるように、矢田議員を参考人として呼んで、答えはどうかであれ、それに伴って市民の方を参考人として呼ばざるを得なくなる可能性が非常に高いんですよ。だから、そこまで深く検討した上で、大井委員が言われる矢田議員の参考人招致は議論していかんと、ただ、呼びましょうと確認したとして、答えはどっちでもいいんですが、それを更に深めるために、例えば、怪文書に絡んだ発言をされた方を恐らくここにお呼びしないといけなくなると思う。それが果たしているのかどうか。それと、1人は、もう議会に対して一切関係いたしませんというような書類まで出してらっしゃるので、その方をお呼びできない前提で、矢田議員を呼んで議論が深まるのか、また審査会が深まるかというところも少し見据えた上で考えないといけない。でも、大井委員が言われる参考人招致というのは非常に重要なことなんで、その辺りは先を見据えた深い議論をしていく必要があると思います。

奥良秀会長 前回の自由討議で、宮本委員からも、どちらかというところ、市民の方をまた呼ぶべきではないという意見も頂いております。大井委員が言われたように、本人に確認をしないと分からない部分もあるところで、両方があるところなんで、なかなか難しいのかなと。ほかに皆様の御意

見があればお願いします。

中島好人委員 呼んできて何の意味があるのか、僕は分かりません。そもそも何か1人の議員の活動に対して、ああだこうだと、ここの審査会が言うこと自体が僕は問題だと思いますよ。書いたのか書かなかったのか。事実はどうなのか、そんなとこまでね、この議会が呼んで事実を確かめていく必要があるのかと僕は思いますよ。だから、全く必要ない。

大井淳一郎委員 矢田議員を呼ぶ必要があるのは、こういった文書を書いたことに対して否定されました。しかし、音声データでは書いたというものが出てきて、じゃあ、矢田議員はこういう文書を書いたんだねって認定していいのかというのがあったので、呼んで、どういうことかと確認したいということです。今、活動のことを言われましたけど、中島議員に聞きます。この疑惑のデパートですという文書を見られて、これを正義というか、矢田議員の立場からして、正義を貫くために、こういう文章を書いてもいいのかというと、それはちょっと違うんじゃないかなと僕は思います。やはり政治家なんで、自分の名前をきちんと出して、それでいろいろ批判し、追及するのは必要だと思うんですけど、こういう出どころ不明で、不正のチャンピオンとか何とかかかんとかというのはどうかなと思うんです。何をやってもいいかというのは、そういうことなんです。

中島好人委員 議員というのは、いろいろな活動をする中で、不手際もあったり、完全じゃなかったり、いろいろ失敗もあったり、そういうのを積み重ねる中で、切磋琢磨して、市民のために、何が一番いいのかと。それが議員の活動としては、僕はあると思うんで、こうした失敗を取り上げて、それでいいのかどうか。それは、事実かどうかはあれだけでも、そういうのが、この審査会の役割なのかどうか。僕はそもそも論として、この立ち上げ自体が疑問だと言っているわけです。そういった意味です。

宮本政志委員 こういった怪文書を作ったり事実無根のビラをまいたり、例えば何か知らんけど新聞みたいなものに全く事実無根のことを書いてひぼう中傷するような行為を取っても、それは不手際とか失敗と受け止めているということですか。このことは不手際ですか、失敗ですか。

中島好人委員 私自身は、そういうところまで関知してないというか、ただ、本当にあれだけ大きな問題になっていた何百万円を、逆に3年間放置して、これどうなっているんだろうかという問題とかね、自治会からの要望なんかもあって、そういうのに応えていこうと。ただそれだけの話じゃないですか。それが、ただ単に一つのニュースの資料として、しかもこの資料は正確ではないというような前提で審査会が立ち上げられたんですよ。だから、そもそもこの立ち上げ自体が問題だと最初から言っているわけです。以上です。

宮本政志委員 今の発言は論点のすり替えで、こういった事実無根のことを書いて、ば一っとまいて、他人をひぼう中傷して名誉を損ねることをしたとしても、それは不手際、失敗ということですかということを知っているの。例えば、じゃ、中島委員が全く同じことをされても、あるいは共産党がされても、一切それに関しては異議を申し立てずに、「ああ、不手際ね、失敗ね」と理解されるということですね。それを聞いているんです。そもそも政倫審がどうこうとか、会計うんぬんがどうこうとかじゃない。こういったものを書いたとしたら、どうしてもね、それはもう、仮に法に触れたとしてもね、不手際、失敗ですよ、その程度ですよということをおっしゃっているんですねということを確認しているの。

中島好人委員 そもそもそういった問題をこの整理審で取り上げるべき問題ではないと私は判断しているということを知りたいだけです。

奥良秀会長 ちょっと今、宮本委員から中島委員に対しての質疑、質問に対して答えられてないと思います。

藤岡修美委員 関連で、もともと本市議会の政治倫理条例第3条、市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し、この「品位と名誉を保持し」が漠然としているので、この品位と名誉を汚す行為として、議員による情報発信で名誉毀損行為を具体的に挙げられている市議会もあります。正に、今回の矢田議員のチラシは、政治倫理の「品位と名誉を保持し」に該当すると考えております。

奥良秀会長 話がずっと回っているような感じなのですが、正義のために、矢田議員は、原因究明のために動かされたんですが、やり方に不手際というか、同僚議員を陥れるようなところもあったという意見もある中で、この政治倫理条例の中でも、品位と名誉というところがある中で、これが、本市議会の政治倫理条例では大きく捉えられて、自治会のことも全部含めてやられたというところも問題があるという意見もありましたので、藤岡委員が言われたところも、後に政治倫理条例をもっと分かりやすくしていかないといけないという議論が、たしか以前にあったと思いますので、それも進めていかれるべきだと思います。

中島好人委員 そこまでそういう在り方みたいな話になると、最大会派である創政会の9人が出した請求書は、全部通りますね。ここで言えば、この委員会に、そして出したメンバーが3人もいてね、それは間違えましたというはずはないわけでしょ。だから、出したら、もう僕らが何を言っても駄目なわけ。ね。おたくらの言ったとおりになるわけでしょ。請求書を出して、審査するメンバーに請求者から3人が出てくると。今、在り方を言われたから、改善する必要があるんじゃないかという話があったみたいだから、僕も立ち上がり方、こういう在り方はいけないなと思ったので、藤岡議員の発言を兼ねて少し発言しました。

宮本政志委員 あのね、今の発言は問題よ。何ですか、うちの創政会が数でこれ何、正しくないことを正しいというふうに出すというような言い方を

今されたよね。発言ちょっと訂正なり削減してもらいたいな。ん、我々はこの審査会で事実に基づいて議論しているんですよ。今の中島委員、ちょっともう1回聞くよ。自分が何を今から言おうと、数でこの3人だって、何、創政会は最大会派やから、あなた方が言うことは正しくないことでもあなたらが正しいって言ったら全部通るんじゃないかと。そうということですか。今の問題ですよ、この発言。確認させて。ちょっと会長、これ以上進められんよ、これ。

中島好人委員 実質的にね、やっぱ自分たちが出した請求が、それで自分たちのそういう審査する中に、その請求者の3人が入ってくるということになるわけでしょ。それで、会派代表みたいな形を出しているわけでしょ。だから、当然そういうことに、そこに通そうとしていくのが、おたくらの出した創政会としての形になるわけでしょ。それが覆されていく可能性があるのかどうかを確認したいと思います。

宮本政志委員 いやいや、今あなたは、中島委員、何言ってんの、あんた。今言ったこととさっき言ったこと、全然違うじゃない。我々は会派で、今回のこの政倫審の請求に関して議論をして、請求者としてどうしますかということで、3人が出したわけ。2人でもええよ、5人でもよかったわけよ。そのこととやね、今あなたはね、先ほどのよ、発言では、最大会派9人おる会派でという言い方をされて、そして通るわけですよって、何か、数をもって通すような今言い方されたじゃない。おまけにね、私の受け止め方が違うんかな。創政会は、1足す1を3って言っても、数があるけえ3って通せるじゃないかというような言い方して、自分は何を言っても駄目なんだということ言われたように私は受け止めたから、そんなうちの会派が、数をもって正しくないことが正しいというような会派と思われるからね、その発言に対して真意を聞きよるんや。それともう1個、中島委員、なら、もっと聞くよ。あなた前の、別の政治倫理審査会ね。そういう整合性取るんやったら、平等性取るんやったら、なぜ、会長を伊場委員にしたの。なぜ、伊場会長にしたの、うちの会派か

ら。うちの会派でしょ、森山議員は。普通そうしたら、同じ会派の請求を起こされた人間、同じ会派のもんがね、裁く審査会の会長になるということはおかしいでしょうが。それをあなたそうしたやない。その辺は何、先ほどの発言とどうやって整合性取るの。

中島好人委員 私は、大井委員を会長に推薦いたしました。

宮本政志委員 いやあのね、異議も何も出さんでね、まあええわ。今、先ほどちょっと論点がずれること言ったからまた論点ずれるようなあんまり答弁で名前出しちゃいけないのやけど、やけ、中島委員答えてよ。先ほど数の力でどうにかするということを言っちゃったやない。そのことに関して何、どういう意味合いで言ったの。もう1回確認させてよ。

中島好人委員 この政倫審の在り方について、藤岡委員が、品位とかね、そういうものに、だから何か前回の森山議員のときの附帯決議で、ちょっとこれは余りにも広過ぎるんで、もうちょっと考える必要があるということは附帯決議で行ったところですよ。それとあわせて、やはり請求出したところが、その審査会に3人も入ってくるというふうなことになると、どうしてもそこの主張が優先していくんじゃないか。だから、例えば、この政治倫理審査会は議員で構成するのではなくて、第三者で構成したりとかね、だからそういうところで、きちんと信ぴょう性のある体制で臨むべきじゃないかというふうに、ちょっと在り方と思ったんでそう発言したということです。

白井健一郎委員 今の中島委員の発言の趣旨はこういうことだと思うんですよ。ちょっと途中から長い発言なされたので変わっているかもしれませんが、結局これ、議会の制度を知らない市民を利用して、議会の名誉を損ねたと。あるいは、同僚議員の名誉を損ねたということで、あんまりこれを強調すると、我々が、例えば市役所外でいろんな仕事をするときに、自由が少し抑制されるというところがあるんですよ。それは私も

危惧するところです。私、ある議員と、ある小学校に視察に行ったんですよ。その視察の約束を取るのに、議会を通さずにその議員が約束してくれたんですよね。それで行ったと。それは後から問題になりました、勝手にやらないでくれと。ただ、そんな大した問題にはならなかったんですけど、結局、私は……（発言する者あり）いや、違います、それは私の謝罪した問題とは違う問題なんですけど、だから、私なんかは、これから市役所外で働くことがあるならば、もうほぼ全てにわたって、一応議会事務局を通してやろうかなと思っていますが、そういうふうに我々の自由がどんどん抑制されていくというところはありますよね。

宮本政志委員　また論点がずれたんやけど、白井委員、今言われたことはね、正にこの政治倫理条例の今の欠陥なんよ。そこなんよ。これは、今からこの政治倫理審査会が終わった後に、政治倫理条例の見直し等でやっていかんにゃいけん。正にそうなの。議会活動か議会外かということまでね、何もかんも皆一緒になって政倫審を請求できるような状況です。これは条例に欠陥があるなと思っている。言われることは分かる。それで先ほど中島委員は、3人もって言われた。3人もいらっしゃる、ここにね。「も」って言われた。1人、2人とか、よう分からん。あれでしょ、共産党は表現の自由をよーく前提にね、事実じゃないようなこともね、議運でもこれから問題になっていくんじゃけど、議論になっていくんじゃけど、全く事実無根のことを平気で、明るいまちみたいなのを書いておられる。それも多分表現の自由のことおっしゃっている。議会は言論の府でしょ。議論ですよ。議論、議論で、結論を出していきやあええ。数のことは関係ないわあね。先ほどから答えちょっちゃないわね。最初、先ほど私が問題にした発言というのは、私ども創政会は数をもって、全てにおいて、悪いことでもいいというふうに、結論出せるじゃないかというように受け止め方ができた。その発言は、宮本委員、あなたの受け止め方は違うんです。私はこういった意味で、こういうふうな発言をしたんですということで、説明してくれって言っている。それができんのなら削除しなさいって言っているの。だから、論点ずらしなさんなよ。

ちゃんと自分の発言に責任持って説明してよ。これ前に進められんよ、これ。そんな言い方されたら。

中島好人委員 私、こうした問題は、本人が判断すべき問題であって、僕はこの議会で、ここはどうか間違っているかどうかとかわちゅうんじゃなくて、もうそういった問題は、本人の中で、僕が解決すべき問題じゃないかと思っています。以上です。

奥良秀会長 暫時休憩いたします。

午前9時44分 休憩

午前10時1分 再開

奥良秀会長 それでは暫時休憩を解きまして、政治倫理審査会を再開します。

中島好人委員 先ほどの私の発言ですけども、説明というか不足点があって、その辺では改めて説明したいと思います。私の発言もちよっと悪かったとは思いますが、私の真意は、数によって黒を白に変えるという意味合いじゃなくて、やはり提出者の3人いればね、やっぱそういう方向に傾く可能性はあるなという気持ちで言いましたんで、簡単にねじ曲げるというところは一つもありません。変に誤解のないように、訂正したいと思います。どうもすみませんでした。

奥良秀会長 よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）私もそういうことは全く関係なく、こういう請求書が出された場合は、きちんと皆さんの委員と話をしながら、精査、きちんと進めていきたいと思ってやっておりますので、よろしくお願いします。ほかに委員の方の意見がありますか。

吉永美子副会長 先ほど休憩前に大井委員からの発言があつて、それをお聞きしまして思ったところは、以前、矢田議員からの発言中で、要は事実を書いてきたとの発言があつたと思っています。ですので、やはり、ある意味、矢田議員の弁明的な発言もさせてあげるということも含めて、今回、矢田議員に対する新たな疑惑が出てきたところでありまして、また引っかければ、政治倫理条例の中で今回3人が出されたところは第3条第1号ですが、これは、その職務に関して疑惑を持たれる行為をしないこととあり、議員としてされていることに対して、これは市民だけではなくて、市議会また議員から、また執行部から疑惑を持たれるような行為をするべきではないということが含まれていると考えると、この政治倫理審査会の中で委員の中から、チラシに対して疑惑という部分は感じておられるところがあると思います。そういう意味と、また矢田議員からきちんと弁明するところも含めて、テープだけでは本当にそれが真実なのかは分からないこともありますので、改めて矢田議員から発言を求めるのが筋だと思いました。以上です。

宮本政志委員 副会長にお聞きしたい。矢田議員を参考人招致して呼んだ場合に、そもそもこの怪文書を作成したのは矢田議員である、もろもろの虚偽答弁も、別の参考人からの証拠として出てきています。我々3人は、虚偽答弁を矢田議員がやった、怪文書は矢田議員が出した、客観的な参考人の証拠を鑑みて、そういうふうにもう私ども3人、伊場委員も藤岡委員も私もそう取っています。その上でお聞きしますけど、矢田議員を呼びました。で、そこで平気でまた虚偽答弁、つまり全く知りません関係ありませんということが出ました。先ほど何が事実なのかとおっしゃいましたけど、そういった場合はどうされるんですか。どちらを信用されるんですか。

吉永美子副会長 どちらを信用というところは、現時点で全くありません。だから、先ほど大井委員が言われたように、新たなチラシが出てきたところで、発言もテープでありましたけど、きちんと審議をすべき、要は事

実を確認すべきではないかというところは、私はやはり賛同するところですので、これからの政治倫理審査会がいずれは結果を出さなきゃいけないけれど、後で禍根を残すことがあってはならないので、できるものを全てはやっておくという意味で、やはり改めて呼んで聞くことが大事と申し上げたつもりです。

宮本政志委員 次に聞こうと思ったことを副会長が言われたんですけど、結論を出す上で、と。そうすると、信ぴょう性がどちらかもはっきりしない答えが出てきた場合に、その答えもこの政治倫理違反に関する結論を出すのに、左右してくるということですね。つまり、どっちが正しいか分からないことだから、これは全く政治倫理条例の違反かどうかの判断に左右されないと、全く関係ないというんであれば別だけど、今の副会長の発言からすると、はっきりしないけど、一応弁明の機会を与えると。それが結論に対して左右するんじゃないんですか。だから、政治倫理違反かどうかの判断を自身を下すときの、判断材料になるんじゃないんですかって言っているんです。その判断材料となるものが、片やこうです。片や反対のこと言っています。どっちが正しいか分かりませんを材料にしているんですかって言っているんです。

吉永美子副会長 ですので、現時点でどちらを信用するかということと言われるから、それはありませんと申し上げたつもりです。

宮本政志委員 それから、先ほど、弁明の機会のために矢田議員を呼んでと言われましたけど、それから、元請求者なりほかの参考人から出た証拠の発言をした市民の方なり、あるいは、それにまた付随するような関係するような市民の方を呼ばなければならない可能性というのが出てくるんですが、そのことについてはどう思われますか。

吉永美子副会長 現時点では、元請求代表者は、もう来ませんとおっしゃっているんで、それをあえて呼ぶという認識を私は持っておりません。全く。

全くありません。

宮本政志委員　ということはもう矢田議員呼んだって、もともと認めるならこんなことしてないわけですから、意味ないんじゃないんですか。何で弁明の機会を与えないけんのです。弁明というものうそつぐための何か機会を与えるような形になるんで、呼ぶ必要ないと思うんですけどね。飽くまで、だから、今まで出てきた証言とか、資料とかそういったものを、客観的に、今までの発言等を照らし合わせて、そして最終的な判断にもう行かないと、はい矢田議員呼びました、またあなたうそでしょ、あるいはこういうふうな証拠出ていますよ、いやその証拠も疑わしいですね、なら、その証拠を出した参考人の方から、いやいやこれはこうなんだ、その発言をした人を呼びましょうよってなっていて、でも来られなかったり、呼ばれんやったりしたら、全く何をしたかにならないですよ。そういったもごちゃごちゃなことが前提で、左右されて出す結論というのは、果たして整合性が取れるかというところが出てくるんで、もう別段呼ばずに、もう今まで出てきた証言や資料、証拠そのものを客観的に、我々委員で判断していけばいいんじゃないですか。私はそういう意見です。

大井淳一郎委員　宮本委員の言われるとおり、矢田議員を呼んで、彼が否定した場合に、本当に音声のものと人が、本当のこと言ったのかということを確認することについては、なるんじゃないかということと言われたと思います。それに対して私もそこまでは本意ではないと思っています。私がこの資料のことについて言ったのは、疑惑のデパートですという怪文書を書くことによって、森山議員の名誉を傷つけたというところを重視していたものですから、これを矢田議員が書いたかどうかということを確認したかった。彼は当初否定しています。音声では、そうじゃないと分かった。そこをやっておかないと、結論を重視して、違反するよって例えば出したときに、後から言われるのが嫌というか、言う余地を残していいのかという意味で、多分副会長は言われたんですよ。だから、

今呼ぶかどうかをここで諮りたいなということで、当初発言したということですが。

宮本政志委員 事務局、確認してほしい。教えてほしいんだけど、仮にこれ審査会で結論出したとしますよね。出たけど、それに対して異議があれば、私は何らかの手法あると思うんですけど、それって、審査会が出したことに對して不服を申し立てることができますよね。

中村議会事務局次長 審査会で結論を出した後ということであれば、条例第7条第6項、「被審査議員は、審査会の審査結果の報告において自己の行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重して、政治倫理の確保のために必要な措置を自ら講じなければならない。」。続いて、第7項が、「議会は、その措置を自ら講じないときは、議会の品位と名誉を守り市民の信頼を回復するために必要と認める措置を講ずるものとする。」となっておりますので、この条文から見てとれるところからすると、結論、遅くなってすみませんが、審査会の結論が出た後には、ないように思われます。（発言する者あり）事実上の会議ですので、難しいのではないかと思います。ですので、結審する前に、第7条第3項にある弁明の機会というところ、つまり審査の過程でになるかと思いますが、弁明の機会は。

宮本政志委員 すみません、ならば、私の勘違いだな。私は別の視点からできるとそもそも思っていたんですが、そこはすみません。私の認識不足でした。そうするとね、大井委員が言われるところは少し深掘りしておかないといけませんね。つまり、結審する前に、結論出す前に、弁明の機会を当然与えるわけですから、それでいい方向でいくのか。吉永副会長が言われたように、やはりあえてこの審査会に参考人として招致して弁明の機会を与えるべきじゃないか。その辺り、もう少し進めていけばいいんじゃないですか。

大井淳一郎委員 政倫審、過去2回やってちょっと私も出てないので、流れがちょっと分からないんですけども、政治倫理基準に違反するという判断する前に、被対象議員を呼んで、そこで弁明の機会を受けるということなんですかね。そこなんですよ、事実関係。恐らく、審査会が結論出す前に呼ぶという形よね。それであれば、そこで、こういう文書に対しても言われるかもしれないし、その弁明の機会の前に、別立てで呼ぶのかというのを、手法もちょっと考えないといけませんね。

宮本政志委員 そうそう、大井委員が言われる、つまり結論を出す直前の弁明の機会を与えなければならないというところで呼んで、そうすると今回のこの怪文書にしても虚偽答弁のことにしても、わあっと広がっていくよね。だから、一度だけにするんじゃなくて、事前にこういったことを、まず呼んで、そしてあらかじめやっぱり皆さん理解して、あるいは本人がしていませんとか、これ関係ありませんとかという発言を得てね、そして、それを基にうちが最終的に審査会で結論を出しますと。その直前に、与えられた権利として弁明の機会を与えると。2段階でやっていく。その方向か、もういきなりか。1回でいいかとかね。その辺りの議論を少ししちよかんやいけんかなと思うんですよ。

大井淳一郎委員 恐らく、弁明の機会の付与、一本で行くと、彼の言い分を聞くだけになると思います。つまり、彼の裁量で怪文書については触れないこともできると思うんですよ。正義のためにやったとかね、もともと悪いのは彼じゃないとか、それに終始する可能性がありますので、それよりかは、もしね、これは皆さんに諮ることなんですけど、この疑惑のデパートですという文書を書いたのが彼かどうかということを確認するのであれば、参考人を別立てで、まず呼んだほうがいいかもしれません。そうしたら、こちらから質問できますので。

宮本政志委員 今の大井委員の御意見の前提で、先ほど私が言っているのは、もうその必要はないなど。つまり、それをしてしまうと、先ほど言った

ことにつながっていくから、もう必要なくて、こちらが結論出す前の弁明の機会の権利を矢田議員に与えて、このことに触れるのか触れないのか、触れてどういう発言をするのかというのは、もうそれはもう本人の弁明の機会だから自由であると。ただ、私ども伊場委員も藤岡委員も私も、3人は、くどいですが参考人から出てきた証言、証拠なりね、今までの資料なり議事録を読んで、それを客観的に判断して、怪文書を矢田議員が作った、虚偽答弁を何度もしたということをも前提に今考えているので、そういった流れでいくと、もうあえてこの件の、虚偽答弁や、怪文書の有無についてのことは、もう呼ぶ必要はないと思うんですけどね。

奥良秀会長 暫時休憩します。

午前10時16分 休憩

午前10時27分 再開

奥良秀会長 暫時休憩を解きまして、政治倫理審査会を再開します。休憩前に、矢田議員に対しまして、弁明の機会の前に、もう1回参考人としてお呼びしてお話を聞いたほうがいいんじゃないかと、吉永副会長から提案がありました。この件につきまして、委員の皆様のご意見を求めます。

大井淳一郎委員 私は、特に「疑惑のデパートです」という文書を書いたことから、請求事由の4番につながって重要なポイントを占めているということから、また、音声データが出てきましたので、矢田議員が当初否定されているこの文書について改めて確認したいという意味で言いました。ただ、彼がそれを否定したときにその音声データに信ぴょう性が本当にあるのかということになると、影響力をもうちょっと考えなきゃいけないということと、ほかの委員の皆様のご意見も聞いた上で、やはりこういう場合には、「呼ぼうじゃないか」ってある程度まとまった形にならないといけないと思っておりますので、ここはちょっと一致が取れないと

なれば、呼ばないほうがいいかなと思っています。ただ、彼の言い分は弁明の機会の付与で聞けますし、そこの中で我々が最終的な判断を下せばいいのかなと思っています。以上です。

藤岡修美委員 大井委員と同様な意見で、矢田議員を呼んで真意をはっきりさせるところまで行くのがなかなか難しいと。関係者を呼んで、その事実を矢田議員が認めないとなると、後々の影響というか、関係者に及ぼす影響まで考えると、あえてまた呼ぶ必要はないのかなという考えでおります。今までの審査の中身でいいかなと考えております。

中島好人委員 僕はいつもこのそもそも論に入るんですけども、呼ぶか呼ばないかということではなくて、やはり、矢田議員のこの問題が、市民との関わりで果たしてどうなのか。実は今ぱっと思ったのは、先ほど倫理条例の第7条第7項には、市民の信頼を回復するってあるんですけども、矢田議員の問題が市民の信頼との関係でどうなのかと考えると、市民の中で矢田議員の行動が問題になっているか、話題になっているか。そうではないんじゃないかと。だから、そもそもですけど、政治倫理審査会の立上げ自体がどうなのかなと、条項を見ても、改めてそう思ったということです。

奥良秀会長 呼ばなくてもいいかどうかというところは、どうですか。

中島好人委員 いや、だから僕はやはり呼ぶ必要はないと思っています。

白井健一郎委員 後に弁明の機会を付与するならば、その場で発言していただければいいと思います。

奥良秀会長 今の状況では呼ばなくていいという意見が多いようですが、そのように決めてもよろしいでしょうか。

吉永美子副会長 先ほど申し上げましたけども、大井委員から、疑惑のデパートですという文書のところで、音声データからは、矢田議員が作られたというところがあって、政治倫理の調査をするに当たってこの辺は重要なところで、きちんとしたほうがいいという思いを述べておられました。たしかに、そういうところはあるなと思いましたが、発言させていただいたところですが、結論を出す前に、弁明の機会というところで、そこで、どこまでこの点について発言があるかというところももちろんあるわけですが、あえて2回というところは、私は想定しておりませんでしたので、わざわざこのために呼ぶことまでしなくていいという思いが大井委員にあるのであれば、私はそれを尊重します。

奥良秀会長 弁明の機会を含めて2回呼ぶことを、呼ばないということで決めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

宮本政志委員 議事録上のことがあるので、会長、2回とか3回とかの回数じゃなくて、疑惑のデパートという怪文書や虚偽答弁のことを追及するための参考人招致はせずに、結審の前の弁明の機会ですらという認識でよろしいですね。

奥良秀会長 少し言葉足らずですみません。チラシ等々の虚偽答弁等々があったかないかを聞くために呼ぶのではなくて、弁明の機会の際にもう一度確認できる場面があればそこで確認していきたいということで、弁明の機会ですら1回、回数を言っちゃいけませんね、弁明の機会ですら確認してきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

大井淳一郎委員 今文書のことが出ましたので、整理の意味で発言させていただきたいと思います。矢田議員の書いたと思われる文書は二種類あります。一つは矢田松夫記ということで、内容についてはややちょっと私もどうかと思う部分はあるんですが、市議会政治倫理審査会設置を求めると。これはもう矢田議員が自分の名前で責任を持って書かれている文書

です。これは彼の政治活動の一環かと思うので、それに対してとやかく言うつもりはないです。もう1点、出どころが不明、あるいは元請求代表者の名前とか、某自治会員の名前とかを使って書いている文書があります。出どころ不明なのが、「疑惑のデパートです」です。これは内容もかなり辛辣で、疑惑の追及のためとはいえ、森山議員の名誉を著しく害しているんじゃないかとも言えるものであります。もう1個は、元請求代表者や自治会の方の署名入りの文書です。これについては、音声データからいうと矢田議員が書いたと言われている文書です。これは市民を利用したという形で言えるので、そういった事由はそれぞれ違うという意味で、文書を整理する意味で発言させていただきました。以上です。文書にもいろいろあるということです。

奥良秀会長 今チラシの説明もありました。事由の1番につきまして戻りたいと思いますが、ほかに皆様の意見があれば、述べていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（発言する者あり）次に、審査事項、対象事由の2番。こちらは、横領違反容疑という言葉の問題、あとは市民が発したかのような表現によって、その市民の人格が疑われることになったということですが、ここに対して、委員の皆様の意見を求めたいと思います。

大井淳一郎委員 これについては繰り返しになりますが、もともと元請求対象者が出されていた申請書に、こういった横領違反容疑という表現がありました。これについては、「書いた」と矢田議員が認めておりますので、要は議会人である彼がこういった表現を用いることが適切なのかということが問題かと思っております。市民の方が書かれるのと議会人が書くのでは違うと思っております。以上です。

藤岡修美委員 森山議員に対する調査請求書においては、横領違反容疑というのが訂正されております。その辺り、矢田議員はかなりの自覚を持って変えられたと思いますので、当初の調査請求書に横領違反容疑という言葉

葉を使われたということは、かなり問題があると考えております。

奥良秀会長 その他、ほかの委員の方の意見を求めますが、よろしいでしょうか。（発言する者あり）なければ、次に進みたいと思います。事由の3です。ここは、前回の自由討議の中では、市民をだましたのかというところが焦点になっていたと思うんですが、それについて、委員の皆様の意見を求めます。ここいろいろ議論になっていることは、矢田議員が、前期の政治倫理委員会の会長をされているから、きちんと正確に政治倫理条例は分かっているのに、ミスリードをしたというようなことがありました。また、金員についても、要は市民の方が何を求められているのかということもきちんと分かってリードするべきではなかったかという意見もありました。特にないようであれば。

大井淳一郎委員 ここは、議論のあるところだと思っております。矢田議員の行為は、虚偽の説明をして市民をだます行為であったということなんです。現時点では、そこまでの確証が持てるのかなというのがあります。というのは、第3条第1号は解釈の分かれるところであり、矢田議員の立場からすれば、こういった自治会内の問題も政治倫理審査会のそ上に乗せられるんだという認識の下で動いているとも言えますので、正直に言って、ちょっとここは確証を持ってないところがあります。ただ、矢田議員が会長を務めていたんだから、少なくとも返金の実現できるといったことは、そうはならないと分かっているはずなので、そのように誤解させたというところを重視すれば、やはり問題ではあったかと思っております。まあ、だましたという積極的な害意はなかったかもしれませんが、ちょっと錯誤——錯誤という表現はまた法律用語なのでよくないんですが、市民に勘違いをさせたというところはあったかもしれません。そこは議論の余地が少しあるところだと思っております。以上です。

奥良秀会長 認定がなかなか難しいのではないかとかという意見です。ほかに委員の皆様の意見を求めます。

藤岡修美委員 矢田議員の説明によって、お金の返金可以实现できるかのように、一部の請求者というか地域の方で考えられた方もいるかも分かりませんし、矢田議員がこの政治倫理条例をどこまで把握されてこのような調査請求に至ったのかは分かりませんが、結果として、市民が、お金が返ってくるのではないかとある程度の期待を持たれた。矢田議員がどこまでの理解でやられたのか分かりませんが、そういう市民がおられれば、それはやはり問題があるのではないかと考えます。

奥良秀会長 要は、市民の方が何を求められたかというところが焦点だと思いますね。ほかに委員の方で意見がある方はお願いします。なければ、次に進みたいと思いますが。

宮本政志委員 この3番は、結果になるんだけど、参考人からの虚偽答弁あるいは怪文書の証拠がいろいろ出てくるとね、当然これが出てくる前に、まあこれは我々が出したんだけど、こういったところから、虚偽の説明をしたことはというところで、先ほど会長は「ミス」というように言われました。しかし、ミスとか簡単な間違いとかという意味じゃなくて、やはりこれは分かった上でうそをついた、つまり虚偽の説明をしたと認定できたなど我々は思っていますし、市民をだます行為でありというのは、今まで出てきたことをいろいろ鑑みれば、ちゃんとした説明はしなかったのは、してしまうと話が自分の意図する方向と違ってしまうから、意図を持って説明もしてないし、勘違いさせたまま、つまりこれはもうだます行為であったと。このことに関しては、これまでの流れによって確定できたなどという認識を我々は持っています。以上です。

奥良秀会長 宮本委員からも、本当に信頼できるのかに関して、虚偽と言えることもたくさんあったという意見を頂いております。その他、委員の皆様意見を求めたいと思いますが、なければ、4に進みたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、4に進みます。

4の事由につきましては、同僚議員を陥れたということなんですが、このことについて、委員の意見を求めます。

大井淳一郎委員 これについては、すみません、先ほどのところで、怪文書うんぬんのところで言ってきたことの繰り返しにもなりますけれども、そのことに加えて私が強調していたのは、結局こういうことが問題になったときに、矢田議員は森山議員と同じ会派でしたので、きちんと問題解決に向けて間に立つという動きがあったのかということです。それについてはなかったもので、やはりそこが問題だったと思っております。そうやって動いて森山議員が拒否したのであれば、新たな手段をといろいろ考えるのは分かるんですが、まず彼がやるべきことは、問題解決に向けて、「ちょっと問題になっているぞ」と間に立って動くべきだった。それをしなくてこういう文書を出してきたというその辺は、やはり4番のところで重視しなきゃいけないかなと思っております。以上です。

奥良秀会長 同じ会派だった方に対して配慮というか、このように進めたほうがいいんじゃないかというような助言があってもよかったんじゃないかということですね。ほかの委員の方の意見を求めます。

宮本政志委員 私も大井委員が言われたことと全く同じです。この4番が今回、審査会を通じて非常に問題になってきているなあと。某中学校に行って、地位を利用してうんぬんということもあった。そもそもね、なぜ相談を受けたとき、あるいは相談を受けてその事実があらかた分かったときにね、市民の方を巻き込むようなことせずに、弁護士を紹介するなり、一緒に警察に行って相談するなり、あるいは本人を呼んで、そして議会としてどうしたらいいものだろうかと議長や副議長にも相談するなりと、まずはやることがあったわけですよ。それを飛び越してね。考えつかんわけがない。彼はもう何期も議員をやりよるし、前期は4年間、副議長もやりよったし、政倫審の会長もやっていた。それで気付かんわけがない。気付いたにもかかわらずというところですよ。市民の方々を巻き込

んでね、いろんな市民の方の感情を今でも逆なですることになっていると思いますよ、森山議員に対してね。彼は彼で悪いところがあったと僕は思うよ。そういったことも全部踏まえていくとね、結局、この4番の、知らない市民、つまり市民の方ってのは政治倫理がどうこうとか地方自治法とかが、そんなに分かるわけがないんですよ。そして、そこで本当に議員として真摯に向かい合っていない、つまり知らない市民を利用した、そして先ほど大井委員が言われた、正にそのとおり、森山議員に対してどういう感情があったかは、これは分かりません、人の心の中というのは。でもね、これまでの流れを見たら、もしかしたら、陥れたいところが何かあったとか、できればこのことで議員をやめさせたいとか、何かいろんなことを考えると、やはりこの4番、議員の名誉を傷つけたというところは大きいと。ここはもういろんな意味合いでもう一番追及されるべきところだなと我々3人は思っています。以上です。

大井淳一郎委員 これは名誉とは少し違うのかもしれませんが、先ほど宮本委員が言われた中学校への訪問について、この事案の対象内として、政治倫理審査会のそ上に乗せるべきか別のところで追及するべきなのか。ここは少し議論しておきましょうかね。

宮本政志委員 中学校に行って会計の関係の調査というのも、全てこのことに絡んでくるわけですよ。森山議員に対する政倫審のためのそもそもの証拠収集というのかな。その中の行為の中の一つであったということなんで、全く別件で行ったんなら、それはまた別の話になってくるんだけど、そういったことも、今回私らが請求したことに関する裏づけ、整合性が取れる裏づけの中の一つという意味で言ったんですけどね。

大井淳一郎委員 それであれば、やはりここではっきりしておかなきゃいけないのは、矢田議員が学校に行って、森山議員においてほかにも何か問題が、例えば、会計上問題があるんじゃないかとやられた行為が、果たして議員の権限の範囲内かどうかを認定しとかんといけません。事務局に

お伺いしますが、議会あるいは議員の調査権に関わると思うんですが、今言われた学校に行って、森山議員の会計について調査するために資料を求めたという問題になっている行為は、議員の権限の範囲内かどうかを確認したいと思います。（発言する者あり）少し休憩してもらって。

奥良秀会長 それでは、暫時休憩します。

午前10時49分 休憩

午前11時2分 再開

奥良秀会長 暫時休憩を解きまして、政治倫理審査会を再開します。休憩前に議論になっていたのが、議員は、どこまで調べられるかということなんですが、その答えについてお願いします。

河口議会事務局長 それでは先ほどありました。議員個人の調査権についてですが、議員個人に調査権というのはありません。議会は合議体の議事機関であるため、議会で決定することにより調査が可能になる仕組みであります。議員は、議員活動等のために何らかの方法で情報収集する必要があります。一つには公文書の公開請求があります。それから、次に資料請求も議員がされますけども、議会活動に使う場合であって、提出については執行部の協力によるものであります。情報公開を請求できる範囲とそれに付随する公開できる範囲の資料が提出されることとなりますので、まずは情報公開を請求できる範囲のものはそれにとったもの、そして、それに付随するような公開できる資料というのは、執行部の判断による提出資料となります。そういうことで、調査権はありませんけども、そういうようなことで資料の収集などをしていただくということになると思っております。以上です。

大井淳一郎委員 調べていただきましてありがとうございました。議員の調査

権についてありました。これにつきましては、矢田議員が、調査権、権限外、つまり何が言いたいかという、彼なりの正義を貫いたことなんでしょうけど、やはり何をやってもいいのかということとちょっと違うのかなと思っております。ただ、学校のうんぬんにつきましては、これがメインテーマではありませんので、私もこれ以上深掘りするつもりはないんですけども、やはりそういうことがあったということは事実として確認できましたので、以上とさせていただきます。

宮本政志委員 大井委員は、メインじゃないとおっしゃったけど、でも正にね、こういう権限利用、地位利用をしたこと自体が、もう議会の名誉と品位を傷つけたということです。これが傷つけてないんであればという話になるから、メインとかメインじゃなくとかという意味じゃなくて、品位と名誉は著しく毀損したと考えますね。

奥良秀会長 その他、この4について委員の方の意見を求めたいと思います。特にならなければ、せつかくですので、全体で何か意見があれば。

大井淳一郎委員 これから、倫理審査基準に反するかどうか、皆さんそれぞれ結論を出すと思うんですけども、やはり確認というか、私が思うには、もとをただせばということはかなり意識し過ぎて、もともと森山議員が悪いんだから、矢田議員はかわいそうじゃないかというのは違うと思うんですよ。やはりそれはそれ。だからといって、じゃあ何をやってもいいのかということ、そうじゃないよというところをやっぱりみんな持って、矢田議員がやってきた行為そのものだけを見て、審査基準に反するかどうかを判断すべきだと思っております。以上です。

白井健一郎委員 私の意見をまとめて言います。非常に簡単に言います。まず1番で、「議会の制度を知らない市民を利用し」とあります。これが害意まであったのか。先ほど大井委員からも指摘がありましたが、利用したとまで言えるのかと。要するに、もう行為を超えた害意とまで言える

のかということ。それから、3番ですが、以前から議論で、市民がもともと求めていた金員の返金の実現できるかのように虚偽の説明をしたとありますけれども、市民の要求が、金員の返金だけだったのかということです。やはり、悪いことをしたなら責任を追及してほしいという気持ちもあったのではないかと私は思っているんです。ですから、この3番については、私は少し疑問符が付きます。

奥良秀会長 今の3番については、説明責任の部分もあるけど、要は金員の返金がメインテーマじゃなかったのかというような意見もありましたので、その辺は、後は客観的な判断になってくるのかなと思っています。

大井淳一郎委員 これは冒頭述べたことなんですけど、やはり四つ事由がある中で、もう全部が認められなければ違反しないとかそういう意味ではなくて、ここはこうだけどここはこうだよねという判断を皆さんされるべきかなと思っています。以上です。

宮本政志委員 大井委員が言われるとおりでね、だから利用したかどうかとかというのも、これはそれぞれの委員の受け止め方でもあるし、金員の返金なのか、森山議員に責任を取らすというほかの意味でのというのもちよっとどうなのかというのは委員の受け止め方だと思います。白井委員、今1番と3番をおっしゃったけど、2番と4番についてはどうお考えかお聞きしていいですか。

白井健一郎委員 2番に関しては、まだ迷っています。というのも、前回私は2番について、法律をある程度かじった者としては、その法律用語としての何々罪とか窃盗、横領とかという言葉を使いたくなるんですが、それは現実の社会において非常に重たい価値を持つものであって、あんまり使うべきではないと反省したと前回私は述べました。ですから、そのことについて今もその考えを持っています。4番は、先ほどから出ている疑惑のデパートという怪文書まがいのものが同僚議員の名誉を傷つけ

たのではないかというように、4番の趣旨は当初から少し変わっていき
すけれども、そのように読み取って判断したいということです。

奥良秀会長 1から4について、ほかの委員の方の意見を求めます。

藤岡修美委員 一応、政治倫理条例第3条第1号で4項目に分けてはいますけ
れども、総合的に判断して、どう考えても矢田議員は、これに抵触する
と。1番から4番まで個別に判断はいろいろあろうとは思いますが、
トータルで考えて、矢田議員は、本市議会の政治倫理条例第3条第1号
に違反しているのではないかと私は考えております。

奥良秀会長 それにつきましては、次回、存否の確認をしていきたいと思っ
ておりますが、そのような流れで審査会を進めてもよろしいでしょうか。

中島好人委員 私は冒頭に言ったように、矢田議員は市民の中で、自治会を中
心にそういった問題が沸き起こった中で、やはりこれはきちんと解明し
ていこうということでの行為だと思っております。立ち上げそもそも、
要するに誰が書いたのかというところから来ているという内容もありま
すし、そのこと自体が、矢田議員の問題がそもそも市民との関わりにと
って重要な問題とは僕は思っていないので、こういう審議そのものがい
いのかどうかというところには入れないものであり、矢田議員の行為は、
率直に市民の疑問に答えようとしたものだとして解釈しております。

宮本政志委員 そうすると、中島委員は今のところ政治倫理条例違反には該当
しないというお考えですか。

中島好人委員 はい、そうです。というと、あれだな。僕は政治倫理条例に違
反してないと僕は思います。

大井淳一郎委員 これは度々言っていることなんですけれども、矢田議員のや

られた行為は、彼なりの正義を貫いたつもりでしょうけど、結果としてどうなったかということもあるし、じゃあ、何をやってもいいのかということはやっぱりちょっと考えなきゃいけないと思います。彼がやってきた手段が適切だったかということを重視して、ある意味、判断しなきゃいけないと思っております。それから名誉なんですけれども、名誉毀損罪という名誉というのと——我々が司法の場ではないんで判断できませんが、一つの材料として言えるのは、名誉というのは、一般的には外部的名誉だと言われております。社会的評価ですよ。こういう文書が出されて、森山議員は会計に対してちょっとずさんであるということを広く知らしめる行為が、森山議員の今後の議員活動、政治活動に大きな影響が出て、社会的な評価を陥れるということとは言えるのではないかと考えていますので、そこは皆さん、名誉毀損罪かどうかという意味ではなくて、やはり4番の事由を考えるに当たっては、そこはちょっと皆さん注視しなきゃいけないかなと思っております。これは私の意見なんで、皆さんがどう考えるかはまた別の話です。以上です。

中島好人委員 私は、議員というものは、やっぱり公職にあるという意味で、一定の責任を持ちながら、市民に対しての責任が問われていると思うんで、市民とは違った立場に立っていると認識しています。森山議員に対しては、ある程度厳しい指摘もあるかもしれませんが、やっぱりそれはそれで真摯に受け止めてね、今後の彼の活動の中に生かされていくということも受け止めていく必要があるんじゃないかなと感じております。

宮本政志委員 今、中島委員の御意見をお聞きして、それから先ほど藤岡委員もおっしゃったように、我々は第3条第1号には、もう確実に違反しているなど。先ほど藤岡委員も言ったけど、冒頭に僕も言いましたよね。それ以前の問題。だから、政治倫理ってのは、違反したって議長の注意と謝罪文の朗読程度でしよって話なんです。これはもう怪文書を作って、虚偽答弁をあれだけやって——私らはもうそれを前提に正しいと思っていますから、冒頭言ったように。もうこれね、本当に除名か議員辞

職勧告決議とかね、それでも事足らんのかなというぐらい重たいと思っています。だから、ここが司法の場なら、何々罪、何かこうでってできるんだけど、そうじゃないから、もう本当ね、除名とか議員辞職勧告決議以上の、何かないだろうかって本当に思っています。とんでもないことされましたねというぐらいの意見も党派では出ているんですよ。だから、もう、もう最低限、政治倫理審査会ですから、政治倫理条例にのっかって、第3条第1号違反だと付け加えておきますね。

奥良秀会長 双方というか、いろいろな意見が出て、それはそれでいいと思います。1から4について、そのほかに全体的な意見がなければ。

吉永美子副会長 先日、申し上げたところの繰り返しになる部分が当然あると思っていますが、やはり、やり過ぎたと、手法を間違えたという認識は、皆さん共通部分あるのではないかと思っていますんですけど、私は、やはり大井委員が言われましたように、矢田議員は自分の正義を貫いたつもりかもしれませんが。しかし、その手法は間違っていた、またやり過ぎであった、そしてある意味、議員の名誉を損ねてしまったというところは否めないのかなと思っています。第3条第1号の部分で、先ほども申し上げましたけれども、市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し、その後、その職務に関して、議員として動いたことに関して、疑惑を持たれるというのは、これは市民だけじゃなくてやっぱり議会、議員から、また執行部からも、そういったところでは、疑惑を持たれる行為をやはりしていないとは言い切れないというところでは、やはり、矢田議員の動き方は、かなりまずかったというか、そういうところでは、先ほどの事由の1、2、3、4というよりも、第3条第1号について、何もなかった、全く関係ないとは言えないと改めて認識しています。

奥良秀会長 その他、1から4について、御意見のある方はいらっしゃいますか。なければ、今後の進め方としまして、先ほど述べたように、政治倫理条例の存否に対しての方向で進めていきたいと思えます。また、これ

議事録を作成して、中を読んでもらって、本日、お休みの伊場委員にも出席していただき、全員参加で進めていきたいと思いますので、なるべく早い時期に進めていきたいと思います。暫時休憩します。

午前 11 時 19 分 休憩

午前 11 時 20 分 再開

奥良秀会長 暫時休憩を解きまして、政治倫理審査会を再開します。議事録を早急に、また、丁寧に作っていただき、皆様が熟読されて、次の政治倫理条例の存否について話し合いをしたいと思いますので、よろしく願いします。その他、ほかに何かありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、今日の政治倫理審査会を閉じます。お疲れ様でした。

午前 11 時 21 分 散会

令和 5 年（2023 年）4 月 24 日

政治倫理審査会長 奥 良 秀